



【実施概要】

第1次試験日	申込受付期間	募集する職種
随時（書類選考）	随時	法務職（任期付職員）

【法務職採用試験の特色】

- ☆ 法曹有資格者を対象とした試験です。
- ☆ 1次試験は書類選考にて行います。
- ☆ 2次試験の日程は、相談に応じます。
- ☆ 令和8年4月1日付の採用を予定していますが、採用日は相談に応じます。

【姫路市の求める職員像】

- ☆ 現状に満足せず、常に前向きな、意欲・情熱のある職員
- ☆ 市民との関わりを大切にし、地域に根差した、人間性豊かな職員
- ☆ 従来のやり方にとらわれず、柔軟かつ的確な対応ができる、創造性あふれる職員

【問合せ先】

姫路市人事課人事担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2172（直通）

FAX 079-221-2123

受験手続その他受験に関する情報提供については、次の各ページをご覧ください。

姫路市職員採用ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000001175.html>

姫路市職員採用 X @himeji_saiyou



【採用職種、採用予定人数、職務内容】

採用職種	採用予定 人 数	職務内容
法務職（任期付職員）	1名	(1) 法務に関する庁内各課からの相談及び実務対応 (2) 姫路市が関与する訴訟の追行事務 (3) 職員への法務研修等の専門的業務

【受験資格】

採用職種	受験資格要件
法務職 (任期付職員)	<ul style="list-style-type: none">昭和45年（1970年）4月2日以降に生まれた人で、弁護士資格を有し、令和8年（2026年）3月末日時点において弁護士としての訴訟活動に関する職務経験年数が3年以上ある人弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）に該当する人は受験できません。

次のいずれか（地方公務員法第16条各号の欠格条項）に該当する人は、受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【申込方法等】

必ずインターネット経由で申し込んでください。スマートフォンからも申込みができます。

インターネット申込みが困難な方は、姫路市人事課人事担当（電話番号 079-221-2172）までご連絡ください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none">パソコン、又はスマートフォンなどで、姫路市ホームページの「採用試験のご案内一覧」のページにアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。 <p>姫路市職員採用ホームページ https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000001175.html</p> 
申込期間等	<p>随時 ※ただし、合格者が1名に達した時点で受付を終了します。</p> <ul style="list-style-type: none">インターネット申込受付期間中に正常に受信したもの有効とします。申込みに使用されるパソコン等や通信回線の障害等に起因するトラブルに関しては、一切責任を負いません。
受験票について	受付完了後、市の指定する方法に従い受験票を印刷してください。
その他	緊急のお知らせは、姫路市職員採用ホームページへの掲載や職員採用試験申込システムからのメール通知により行いますので、適宜確認してください。

【試験の概要】

第1次試験	試験内容	書類選考
	結果発表	受験者に個別で通知します。
第2次試験	日程	1日程度を予定しています。試験日は相談に応じます。
	試験内容	個別面接
	結果発表	受験者に個別で通知します。

【最終合格から採用まで】

- 最終合格者は、採用前に身体検査等を行い、採用者として決定します。採用予定日は、令和8年4月1日ですが、相談に応じます。なお、採用決定の時点で弁護士としての訴訟活動に関する職務経験年数が3年以上ある場合は、令和8年3月1日以前から任用を開始する場合もあります。

【任期（雇用期間）】

採用職種	任期（雇用期間）
法務職 (任期付職員)	任用期間は3年を基本としますが、本人と相談の上、最長5年まで延長する場合があります。

【注意事項】

- 職務経験年数等の確認のため、採用までに本市所定の在職証明書を提出していただきます。
- 受験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合、職務経験年数が不足する場合及び職務経験年数の確認が取れない場合は、合格を取り消します。また、採用後に不正が判明した場合は、懲戒免職とします。

【勤務条件】

給料・手当等	① 給与	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初任給の例 ※地域手当を含む (令和7年4月1日現在)</th><th>職位（職務の級）</th><th>給与月額</th><th>年収見込額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>主幹（7級）</td><td>571,600円</td><td>約925万円</td></tr> <tr> <td></td><td>課長補佐（6級）</td><td>506,700円</td><td>約820万円</td></tr> <tr> <td></td><td>係長（5級）</td><td>453,200円</td><td>約725万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 職位については、市の規定に基づき、合格者の経歴等を考慮して決定します。 ※ 給与月額には、地域手当が含まれています。 ※ 年収見込額には、期末勤勉手当が含まれています。ただし、採用後1年目は在職期間に応じて減額されますので、上記見込額より少なくなります。 ※ 上記の額は、令和7年4月1日現在の支給額であり、任用期間中、変動することがあります。</p>			初任給の例 ※地域手当を含む (令和7年4月1日現在)	職位（職務の級）	給与月額	年収見込額		主幹（7級）	571,600円	約925万円		課長補佐（6級）	506,700円	約820万円		係長（5級）	453,200円	約725万円
初任給の例 ※地域手当を含む (令和7年4月1日現在)	職位（職務の級）	給与月額	年収見込額																	
	主幹（7級）	571,600円	約925万円																	
	課長補佐（6級）	506,700円	約820万円																	
	係長（5級）	453,200円	約725万円																	
② 各種手当	<p>上記のほか、通勤手当、退職手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。 扶養手当、住居手当、管理職手当及び時間外・休日勤務手当は支給されません。</p>																			
③ 昇給	<p>昇給はありません。</p>																			
④ その他	<p>弁護士登録をされる場合、登録料は本人負担となります。</p>																			
① 勤務時間	<p>午前8時35分から午後5時20分まで（1時間の休憩時間を含む。）</p>																			
勤務時間及び 休日・休暇等	② 休日	<p>土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）</p>																		
	③ 年次有給休暇	<p>毎年1月1日に年間20日付与 (初年は採用日に応じた日数となります。)</p>																		
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断や健康相談（心身の不調についての相談）、メンタルヘルス対策など、心身ともに健康な状態で働くよう、職員の健康管理に関する事業を実施 																			
年金・ 健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険及び兵庫県市町村職員共済組合に加入します（雇用保険は適用除外となります。）。※共済組合では、職員や家族の福祉の増進を図るため、病気や休養の際の給付事業や、年金事業、人間ドック等の受診費助成などの健康の保持増進事業を実施。 																			